

大館市すこやか子育て支援事業実施要綱

(目的)

第1条 社会全体で子育てを支えていくとの考えのもと、保育所、幼稚園及び認定こども園等の利用に伴う子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、生活基盤の弱い世帯が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、大館市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年規則第10号。以下「規則」という。）第2条の規定によるほか、次に定めるところによる。

- (1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」又は「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」の属する世帯をいう。
- (2) 一般世帯 ひとり親世帯以外の世帯をいう。
- (3) 被災者世帯 支給認定保護者の住家が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により半焼、半壊又は床上浸水以上の被害を受けた世帯をいう。
- (4) 施設型給付費等 子ども・子育て支援法第11条に規定する施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費をいう。
- (5) 幼稚園子ども 施設型給付費等が支給されない幼稚園を利用する子ども
- (6) 保育機能施設等子ども 施設型給付費等が支給されない保育機能施設及び児童福祉法第59条第1項の指導監督の対象となる施設を利用する子ども
- (7) 教育施設子ども 幼稚園子ども及び保育機能施設等子どもに該当しない1号子ども
- (8) 保育施設子ども 幼稚園子ども及び保育機能施設等子どもに該当しない2号子ども又は3号子ども
- (9) 新出生子ども 生年月日が平成28年4月2日以降の子ども
- (10) 第3子世帯 新出生子どもが出生した時点において、新出生子どもが第3子以降の世帯
- (11) 全額助成子ども 第3子世帯となった時点において、第2子以降の子ども

(助成対象)

第3条 助成の対象は、大館市に住所を有する小学校就学前子どもの保護者のうち、次に該当する子どもの保護者とする。

- (1) 幼稚園子ども 規則別表1の階層区分を準用した階層1から階層4に属する世帯の保護者
- (2) 保育機能施設等子ども 規則別表2の階層区分を準用した階層1から階層5に属する世帯の保護者

(3) 教育施設子ども 規則別表1の階層区分における階層1から階層4に属する世帯の保護者

(4) 保育施設子ども 規則別表2の階層区分における階層1から階層5に属する世帯の保護者

(助成の対象費用)

第4条 助成の対象となる費用(以下「基準額」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、実費負担として保護者から徴収すべき費用を次の料金に含めている場合は、その費用を除いた額とする。

(1) 幼稚園子ども 学校法人の学則又は園則等に基づき保護者から徴収する費用のうち、1号子どもの対象費用に準じた費用から、当該年度の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定により交付される補助金額を控除した費用

(2) 保育機能施設等子ども 通常保育に該当する各施設の定める11時間以内の基本的な保育時間に係る利用料

(3) 教育施設子ども又は保育施設子ども 規則に定める利用者負担額並びに学校法人等の学則又は園則等で定める特定負担額(上乘せ徴収)

(助成額)

第5条 助成額は別表2のとおりとする。ただし、第3子世帯に該当する世帯における第2子以降の子どもは、別表2の助成額を「基準額の10/10に相当する額」とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、施設に入所している期間とする。ただし、開始月は、すこやか子育て支援事業保育料助成申請書を提出した月を遡ることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、別表2(3)の助成対象期間は、第2条第3号に規定する事実が生じた日の属する月から6ヶ月を超えない期間とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、期間を延長することができる。

3 ひとり親世帯は、月初日現在の世帯状況により判断する。

(保護者への助成方法)

第7条 市長は、保護者への助成を次のとおり行うものとする。

(1) 第3条第1号に該当する場合 8月、12月及び3月に、原則、当該月までの助成額を支給

(2) 第3条第2号に該当する場合 6月、9月、12月及び3月に、原則、当該月までの助成額を支給

(3) 第3条第3号又は第4号に該当する場合 保護者が施設に支払う利用者負担額から助成額を減ずる

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、第3条第1号に該当する子どもの保護者が幼稚園の長（以下「幼稚園長等」という。）に対し、助成額の請求及び受領等について委任した場合、市長は助成額を幼稚園長等へ支給し、幼稚園長等は保護者へ助成額を支給する。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、第3条第2号に該当する子どもの保護者が施設長へ助成額の請求及び受領等について委任し、施設長が保育料等から助成額を減じた場合、市長は助成額を施設長へ支給する。ただし、大館市が設置する施設については、委任状を省略することができる。
- 4 施設の長は、前項の支払いを受けるため、減免額報告書（様式7）及び請求書を市長に毎月提出するものとする。ただし、大館市が利用料を徴収する施設を除く。
- 5 第1項第3号の規定にかかわらず、施設の設置者との協議により、助成額の減免を行わず、第3条第3号又は第4号に該当する子どもの保護者に対して助成額を支給することができる。

（保護者の申請等）

第8条 原則として、保護者からの申請に基づき助成するものとする。

- 2 保育料助成を受けようとする保護者は、すこやか子育て支援事業保育料助成申請書（様式1）及び助成要件を証する書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、申請に基づき助成することを決定した場合は、すこやか子育て支援事業保育料助成決定通知書（様式2）により、助成しないことを決定した場合はすこやか子育て支援事業保育料助成申請却下通知書（様式3）により、保護者に対して通知するものとする。
- 4 保護者は、次に該当する場合には、変更届出書（様式4）を、第7号に該当する場合には、申立書（様式5）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める事項により確認することができる場合は、これに代えることができるものとする。
 - (1) 対象児童、保護者の氏名等に変更があった場合
 - (2) 大館市から転出した場合
 - (3) 対象児童が死亡した場合
 - (4) ひとり親世帯における保護者が婚姻した場合
 - (5) 配偶者との死別又は離婚等によりひとり親世帯となった場合
 - (6) 対象児童の保護者の所得状況が変更になった場合
 - (7) ひとり親世帯であることが戸籍謄本で確認できない場合
 - (8) 前各号に定めるもののほか、届出が必要と認められる場合

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(大館市すこやか子育て支援事業実施要綱の廃止)
- 2 大館市すこやか子育て支援事業実施要綱は廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日前に、この要綱による廃止前の大館市すこやか子育て支援事業実施要綱によりなされた手続きについては、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 平成27年3月31日時点で廃止前の大館市すこやか子育て支援事業実施要綱による助成を受けていた者のうち、第3条に掲げる助成の対象外となった者で、別表1記載の市町村民税所得割課税額の範囲を超えない場合、一般世帯は1/4、ひとり親世帯は1/2に、次の割合を乗じた額を助成する。
 - (1) 平成28年度は5/10
 - (2) 平成29年度は3/10

別表 1

扶養親族等の数	父又は母の市町村民税所得割課税額	扶養義務者の市町村民税所得割課税額
0人	118,900 円	249,400 円
1人	138,900 円	262,800 円
2人	158,900 円	274,100 円
3人	178,900 円	285,400 円
4人	198,700 円	296,800 円
5人	218,700 円	308,200 円
6人	239,000 円	319,500 円
7人	259,300 円	330,900 円
8人	279,600 円	342,300 円
9人	299,800 円	353,600 円

備考

扶養義務者の市町村民税所得割課税額は、父又は母のいない子どもであって、祖父母等と同居し同一生計と市町村が認めた場合、あるいは父母ともいない子どもであって、父母以外で子どもの生計を維持している場合に適用する。

別表2（第5条関係）

（1）一般世帯に該当する世帯

区分	階層	助成額
幼稚園子ども 教育施設子ども	階層1から階層3	基準額の1/2に相当する額
	階層4	基準額の1/4に相当する額
保育機能施設等子ども 及び保育施設子ども	階層1から階層3	基準額の1/2に相当する額
	階層4及び階層5	基準額の1/4に相当する額

（2）ひとり親世帯に該当する世帯

区分	階層	助成額
幼稚園子ども及び 教育施設子ども	階層1から階層4	基準額の1/2に相当する額
保育機能施設等子ども 及び保育施設子ども	階層1から階層5	基準額の1/2に相当する額

（3）被災者世帯に該当する世帯

区分	階層	助成額
幼稚園子ども及び 教育施設子ども	階層1及び 階層2	基準額から別表1又は別表2の助成額を 引いた額の10/10に相当する額
	階層3	基準額から別表1又は別表2の助成額を 引いた額の基準額の1/2に相当する額
	階層4及び 階層5	基準額から別表1又は別表2の助成額を 引いた額の1/3に相当する額
保育機能施設等子ども 及び保育施設子ども	階層1及び 階層2	基準額から別表1又は別表2の助成額を 引いた額の10/10に相当する額
	階層3	基準額から別表1又は別表2の助成額を 引いた額の1/2に相当する額
	階層4から 階層8	基準額から別表1又は別表2の助成額を 引いた額の1/3に相当する額

備考

- 1 区分が幼稚園子どもに該当する場合、階層は規則別表1の階層区分を準用する。
- 2 区分が保育機能施設等子どもに該当する場合、階層は規則別表2の階層区分を準用する。
- 3 区分が教育施設子どもに該当する場合、階層は規則別表1の階層をいう。
- 4 区分が保育施設子どもに該当する場合、階層は規則別表2の階層をいう。